

## 日本赤十字豊田看護大学 障がいのある学生に対する支援に関する基本方針

2019年7月22日制定

日本赤十字豊田看護大学（以下、「本学」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（内閣府）の基本理念に則り、障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限等の差別を受けることなく合理的配慮を提供することによって、障がいのある学生が修学を継続できることを目指し、以下の基本方針を定める。

### **[修学の機会の確保]**

本学への進学を希望する、又は在籍する障がいのある学生が、障害を理由に修学等を断念することがないように、修学の機会を確保することに努める。

### **[支援体制]**

障がいのある学生が、本学において不利益を受けないための合理的配慮に基づく支援方を検討し、実施に努める。学長を始めとする全教職員が積極的に連携しながら、全学的な支援体制として実施することに努める。

### **[教育方法等]**

障がいのある学生に対して、障害特性に応じて、授業を含む本学の教育に関する情報の入手、コミュニケーション、公平な試験、成績評価などにおける合理的な配慮に努める。

### **[施設・設備]**

障がいのある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、教育環境の整備に努める。

### **[情報公開]**

本学への進学を希望する、又は本学に在籍する障がいのある学生に対し、支援の体制や内容について、広く情報公開に努める。